

令和8年第9回定例会

1 日 時 令和8年6月10日（水）10時30分から11時40分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 担当部長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
選挙制度専門課 課長
書記 3名

4 議 事

<議 案>

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 2 選挙争訟について
- 3 令和8年4月12日執行多摩市議会議員補欠選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について

<報告事項>

- 1 令和8年6月7日執行中野区長選挙及び同区議会議員補欠選挙結果について
- 2 令和8年6月の選挙人名簿登録者数等について

<その他>

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから令和8年第9回定例会を開会いたします。 お手元に令和8年第8回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、3件の議案、2件の報告事項を予定しております。 なお、議案第2号及び第3号は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	それでは、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(議案第1号について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	指定を受けたところが、設立が平成2年ですよ。そうすると認可をするまでの期間、相当の期間がありますよね。もう一つの老人施設の方も平成26年、これについてもかなりの期間を要しているわけですが、これは東京都が認可しているわけではないから細かいことは分からないと思うのですが、この期間がどういう意味を持つのか、ある程度この病院とか老人施設の体制が整うまで期間を要したのかとか、あるいは入居者が定員に達するまで期間を要したのかというのがちょっと分かりづらいのですが、通常であれば設立時にとまでは言わないですが、施設の売りというかポイントにするというところもあるのだらうと思うのですが、なぜ設立時にやらなかったのですか。 もう一つは、指定をするのと取り消すのと、毎回同じくらいの数字で出てくるわけですが、今まで設立時のことはあまり気にしていなかったのですが、こう頻繁に設立して取り消すというのが出てくると、素人考えで言うと、設立すれば入居される方というのは継続的にあると思うのですが、それが途中でやめられるということ、そういう意味で言うと、設立も安易で、廃止も頻繁に見られるので、これがどういうふうに解釈していいのか。悪く言えば、安易に認可して、安易に事業廃止してみたいなところがあって、この設立と事業廃止がずっと繰り返してきているように私は思いますので、ちょっと事業の継続性みたいなのをもっと厳格に審査をする必要があるのではないかなというふうに思った次第ですが、その辺の見解はいかがですか。
選挙課長	まず、この医療法人社団の本多病院と、もう一つ、グランダ新高円寺は、設立からちょっと時間が経っているところですが、まず本多病院につきましては、令和7年より地域包括ケア病床に変えたと。それまでは急性

期の病院として運営されていたようなのですけれども、令和7年よりそういった病床にシフトチェンジをしたというところで、急性期病床だった時には、不在者投票のニーズが入院患者の方からなかったということなのですけれども、地域包括ケア病床となってからは、そういった話が上がってきたというところで、一人でも多くの方が投票できるようにということで、病院の方から申請があったというふうに聞いているところでございます。

グランダ新高円寺につきましては、特段これまでの経緯というところは、お伺いしていないところではあるのですけれども、お一人で外出できない方が多くなってきた、かつ、不在者投票の希望をされる入所者の方がいらっしゃるということで、今回ご希望されたというふうに聞いているところでございます。

2つ目の御質問でございますが、指定と取り消しのところで、「頻繁にこれがセットで見られる。特に取り消しのところが、事業の継続性について、厳格に我々の方でも判断すべきではないか。」というところではございますけれども、我々選挙管理委員会として、老人ホームですとか、病院ですとか、そういうところの事業の継続性というところまで、我々の方で審査・判断するというのはなかなか難しいのかなと考えております。やはり投票場所ですとか、あとは投票する環境を整えているというような申し出のあった事業者に対して、その事業の継続性というところで、我々の方から何かコメントをして、指定できないとか、そういったことはなかなか難しいところでございます。ただ一方で、どういった経営がなされているかというのは、一般的な調査・公表されているものを見れば分かるところもございますので、そこは区市町村選管の方にも、どういった確認をしているかというのもヒアリングをしながら、今後なるべくそういった健全な医療法人社団というか、不在者投票施設をきちんと見極めていけるように、今後とも努力を続けていきたいなというふうに思っているところでございます。

委 員

はい、分かりました。確かに、選挙管理委員会が事業の継続性なんて判断できるわけないと承知していますけども。今、全国的な流れとして投票率がどんどん落ちているので、とにかく投票率を上げなければいけないということで、ただ数値だけにこだわって、投票する人たちの公正あるいは施設のあり方みたいなのは、どちらかという度外視というか、あまり明確な基準を作らずに申請主義みたいのところになりつつあるのではないかというふうに思っているのです。私は基本的には期日前投票も反対派なのですけど。選挙が始まって次の日に投票するものなんて、どういう基準でやるのかと私は思うわけです。選挙運動はアメリカみたいに半年ないし一年ぐらいかけてやった方が本当は良い。もちろん投票率が上がるのは良いけれども、闇雲に投票箱をいろんなところに設置してやるとか、あるいは期日前は選挙の翌日からできるようにするとかというのは、私はちょっとその前提の流れの中だと私は思ったのですけど。

それでもう一つは、グランダ新高円寺、平均年齢89.5歳で介護度が2.1というのは極めて異例なのですね。90歳近い人が、介護度2.1ってほとんど自分でできますから。だから特養ではないのですよね。介護付き有料老人ホームですから、確かにこれはそうだと思う。ただこれ来年になると90.5歳になる、入っている人がみんな同じであれば。そしてあと2、3年ずっというて、

そうすると3年か4年後に事業継続ができなくなる。あるいはこの人たちが特養に行ってしまうかもしれないですね、介護度3以上は入れますから。多分ここは仮の受け皿になって、その後特養に行くのだらうと思うのですけど。そういう意味で言うと、89.5歳のところに認可して、来年になったら90.5歳です。常識的に見れば、来年90.5歳になって、再来年は91.5歳です。3年後は平均年齢92.5歳です。そういうところを認可するというのは、私から見れば少し、やはりそういうところも考慮して認可すべきだと思います。もちろん多少入れ替わりがあるのだと思います。不幸にして亡くなる方もおられるだろうし。新規に若い人が入ってくるのだらうと思うけど。ただ、みんな特養の待機組なのですよ。だから、そういう意味で言うと、私は認可をしたり廃止したりするところに安易にそれを申請主義で受け入れているってことに対して疑問に思っているところでもあります。以上です。

委員長 御意見ということでございますが、何か発言しますか。

選挙課長 ありがとうございます。御意見ありがとうございました。

委員長 それでは、他に何かございますか。

委員 認可ということなので、行政庁、行政処分庁には裁量権はないので。これ「外形が整っています」と、ただいろんなやりとりの中で、「本当にここは継続性を持ってやってくれるのか」ということがあっても、だから認可しませんというわけにはいかないでしょう。

うちの方も高齢者住宅がとても増えています。特養もあれば、住宅型介護施設とか、そういう事業者と時々話をするのですが、そうすると、規模にもよるのでしょうか、損益分岐点が定員の7割、30人定員だと21人入っていれば事業として成り立ちますよということなのです。事業者もいろいろなのですが、なるほどと思う事業者は、一気に定員まで入れないと。一気に入れると職員が足りない、あるいは職員の介護の成熟度が上がってないから評判が悪くて募集に差し支えるというので、一年間に4分の1ずつ入れていきましよう。そういう中でこういう不在者投票への取り組みがあって、そんなことやっていられませんか。ともかく7割いっぱいまで入れることに専念している。その事業者の言うのはまともな話なのでしょう。だからおそらくこれから不在者投票の施設として増えてはいくと思います。

その中で、効率的にかつ効果的に、誰が投票した、しないということは、憲法に違反することだから、チェックできないけれども、大体のところを見ながら、こうすれば一番施設にも負担がかからない、こうすれば一番投票率の向上に資するのではないかというものができていればありがたいなと思っています。それからさきほど委員の方から年齢と意思表示について話がありましたが、うちの近くに100人の特養があるのです。要介護度3.9とか4.いくつとかで、その隣に認知症のグループホーム、これは1ユニットだから9人入っていて、私も時々訪問するのです。そうすると特養の100人入っている中で、選挙に関心を持って意思表示をする人というのは、相手との対応の中で感じるのは1割いないです。認知症の方の1ユニットは、全くで、要するに選挙だけではなくて、他のコミュニケーションも成り立たないという

ことは、よっぽどの事情がない限り、選挙に意思表示できますとはならないです。これからいろんな老人用の住宅が増えますから、それに合わせていろいろ福祉局ともやり取りして実態把握して、だいたい 10 年経てば類型化されてくると思います。大体類型化されてくるのではないかと思いますので、ぜひ都選管のプロジェクトとして、情報公開しながら、高齢化時代における不在者投票のあり方についてみたいなのをやってみたら、ある種の面白さがあると思うのです。特に東京は匿名社会ですから、ぜひそんなことを研究してみたら面白いのではないですかね。以上です。

委員長 御意見と思いますが、何かありますか。

選挙課長 特段意見はございません。ありがとうございます。

委員長 ただいまの説明について、他に御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。

委員 (異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

委員長 それでは報告事項第 1、「令和 8 年 6 月 7 日執行中野区長選挙及び同区議会議員補欠選挙結果」について事務局より説明を求めます。

選挙課長 (報告事項第 1 について説明)

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 質問ではないのですが、投票者数が 9 万 6000 人、それで期日前投票が 3 万 2000 人、これ 3 割なのですね。期日前投票が多くなることに対して、割と選管としては好意的に確か、誰がどこで評価したとかってことは私も明確には覚えていないのですが、どちらかというを選管としては当日よりもできるだけ期日前投票を促しているように私は思うのです。

だから今回 3 割ですから、これが 5 割 6 割になってきた時に、私はとても選挙そのものに対して危機感を感じるのです。選挙の種類によって違うのですが、区議選と区長選は一週間しかないのに、次の日とか 2 日 3 日後に期日前投票するのはどうなのか、さっきと同じことを聞くのですが、これはとても良い数字だというふうに判断するのか、もっと増えて良いのかとか、こちら辺が良いところとか、そういうのはあるのですか。

選挙課長

御質問ありがとうございます。この期日前投票者の比率について、都選管が具体的にどこまでだったら良いという評価ポイントはないと私は思っております。有権者の方々が各々のライフスタイルの中で、投票機会を確保するために期日前投票という制度がありますので、私どもの使命としては期日前投票という制度を有権者の皆様にきちんとお伝えをした上で、その方々が当日投票なのか、期日前投票なのか、選択していただいた上で、投票していただければいいのかなと考えております。結果、それが増えたり減ったりっていうのはあるとは思いますが、そこはあくまでもそれが良かったとか悪かったとか、そういった評価にはなかなかつなげるのは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

委 員

最初の頃は、私も期日前投票に行った時は、理由を書くのです。旅行に行くとか、体調が悪いとか、医者に行くとか。書くから、それなりの理由があって期日前投票をするわけです。だから私はそちらの方がいいと思います。今もう全く関係なく、行けばすぐ、本人確認すればすぐ投票できるではありませんか。私はやはりそこは厳格にすべきだと思うのです。それなりの理由があるから期日前投票するわけです。だんだん期日前投票が野放図になっていく気がするのですが。やはり、あまり期日前投票を安易にできるように、これ以上そういう要件を緩やかにしていくということについては、私はちょっと懐疑的に思っています。

投票率を上げると選管は評価されるみたいな勘違いしているところがありますよね。でもそんなことはないですよ。まず正確に公平に、正確に迅速にやれば良いことであって、投票率が低いのは候補者に魅力がないから行かないのですよ。スーパーマーケットの入り口に投票箱を置いたから投票率が上がるなんてことはありえないですよ。有権者も候補者も立場を経験しているから分かりますけど。だから投票率が上がらないのは選管のせいみたいな言い方するような人がいますけど、とんでもない話だと私は思います。

委 員 長

御意見ということで承りました。

選挙課長

我々としても委員の御意見はしっかり受け止めつつ、やはり制度として投票機会の確保という意味で期日前投票が設けられているというところは、先ほど申し上げたとおりで、都選管としてもしっかり期日前投票もあるということは周知していかなければいけないかなと思っています。ただ、今お話のありましたとおり、選挙というものはどういうものなのか、投票というものはどういうものなのか、しっかり候補者の主張を受け取った上で熟慮して投票するものだという意味では、やはり選挙そもそもの啓発というか、そういったところというのは、選管としてはできる場所であると思いますので、啓発活動、SNS等を利用してですね、選挙とはどういうものなのかというところは、我々としても、しっかり有権者の方々に伝えていかなければいけないというのは、今御意見をお伺いして感じた次第でございます。

委 員 長

御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。それでは、報告事項第2「令和8年6月の選挙人名簿登録者数等」について事務局より説明を求めます。

選挙課長 (報告事項第2について説明)

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第2について了承することといたします。
それでは当面の日程について事務局より説明を行います。

担当部長 (当面の日程について説明)

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
次回の定例会は6月24日に開催することといたします。